

令和2年度末のソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

	令和2事業年度 (令和3年3月31日)
(A) ソルベンシー・マージン総額	25,624
資本金又は積立金等	25,624
価格変動準備金	—
危険準備金	—
異常危険準備金	—
一般貸倒引当金	—
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)	—
土地の含み損益	—
払戻積立金超過額	—
負債性資本調達手段等	—
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに参入されない額	—
控除項目	—
その他	—
(B) リスクの合計額	7,965
$\sqrt{[R1^2 + (R3+R4)^2]} + R5 + R2$	
一般保険リスク (R1)	529
巨大災害リスク (R2)	7,049
予定利率リスク (R3)	51
資産運用リスク (R4)	486
経営管理リスク (R5)	162
(C) ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1 / 2}] × 100	643.4%

(注) 上記の金額及び数値は、平成8年大蔵省告示第50号の規定に準じて算出しています。

※ 資本金又は積立金等については、発生主義に基づき、既発生を支払保険金債務を適切に見積もる必要があることから、別途、統計上から算出した支払備金(推定値)を控除しています。

<ソルベンシー・マージン比率>

- ・森林保険センターは、保険事故発生の際の保険金支払に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」(表の(B))に対する「森林保険センターが保有している資本金・積立金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額：表の(A))の割合を示す指標として、大蔵省告示に準じて計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(表の(C))です。
- ・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ① 保険引受上の危険 (「一般保険リスク」・表のR1)
 - ② 巨大災害に係る危険(「巨大災害リスク」・表のR2)
通常の予測を超える巨大災害により発生し得る危険
(※令和元年度までは、森林保険が気象災を保険の対象としたのはS36年であることから、伊勢湾台風(S34)ではなく、S36年以降で最も事故率の大きかったH3年の台風災害に相当するものを巨大災害リスクとしていましたが、より適正な額とするため、研究部門との共同研究の成果を用いた災害シミュレーションにより被害想定額を試算しています。)
 - ③ 予定利率上の危険 (「予定利率リスク」・表のR3)
実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
 - ④ 資産運用の危険 (「資産運用リスク」・表のR4)
保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - ⑤ 経営管理上の危険 (「経営管理リスク」・表のR5)
業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～④以外のもの
- ・「森林保険センターが有している資本金・積立金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)とは、森林保険センターの純資産の総額です。
- ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、保険会社の経営の健全性を判断するための客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上あれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。